

令和4年2月
国民健康保険運営協議会
議題 ①

令和4年 第1回
大牟田市国民健康保険運営協議会会議資料

【議題】①令和4年度大牟田市国民健康保険特別会計当初予算(案)について

大牟田市市民部保険年金課

= 目次 =

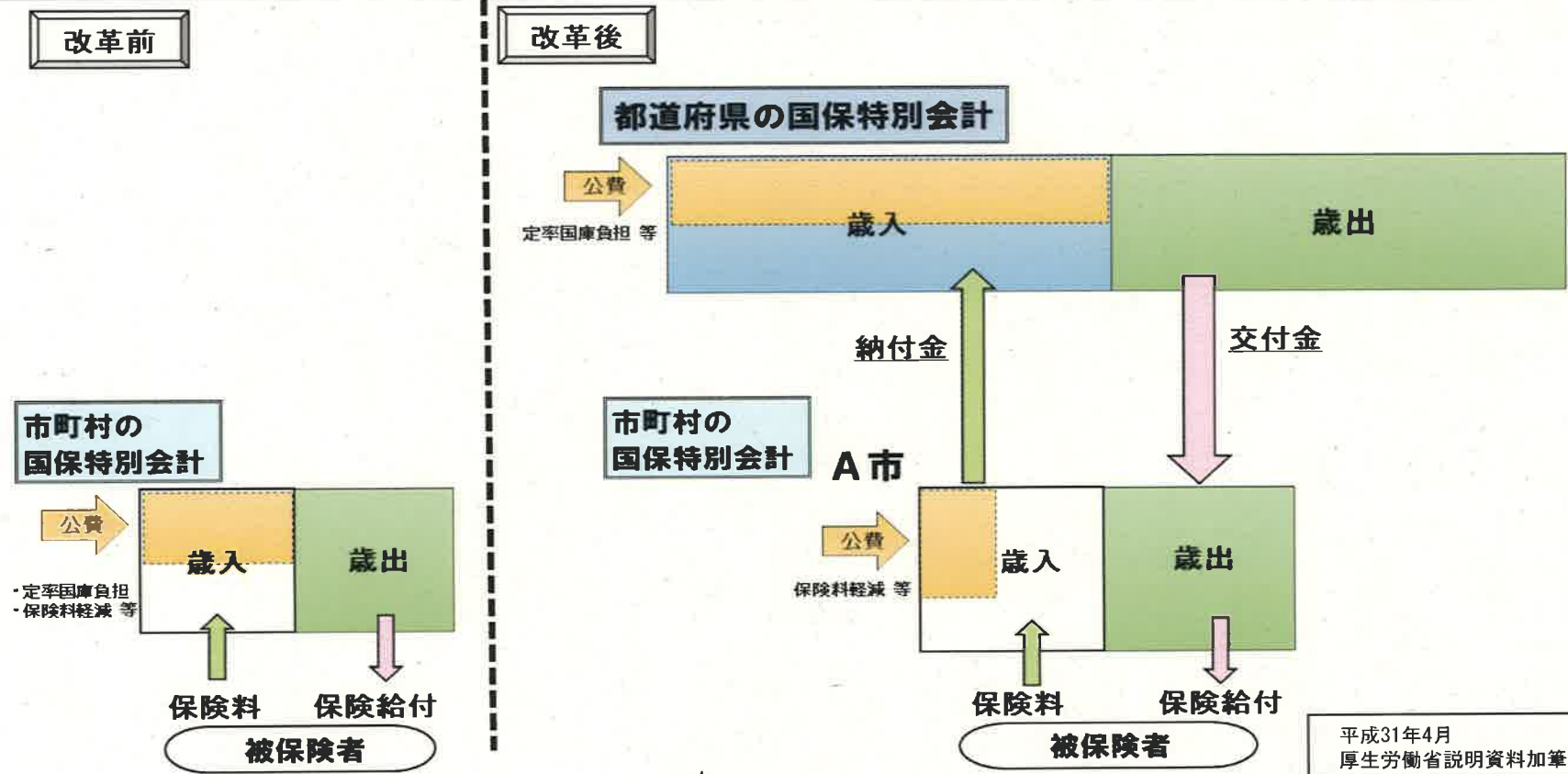
1. 令和4年度国民健康保険事業費納付金について … 1
2. 令和4年度国民健康保険特別会計当初予算（案）について… 5

1. 令和4年度国民健康保険事業費納付金について

(1) 国保制度改革（平成30年度実施）

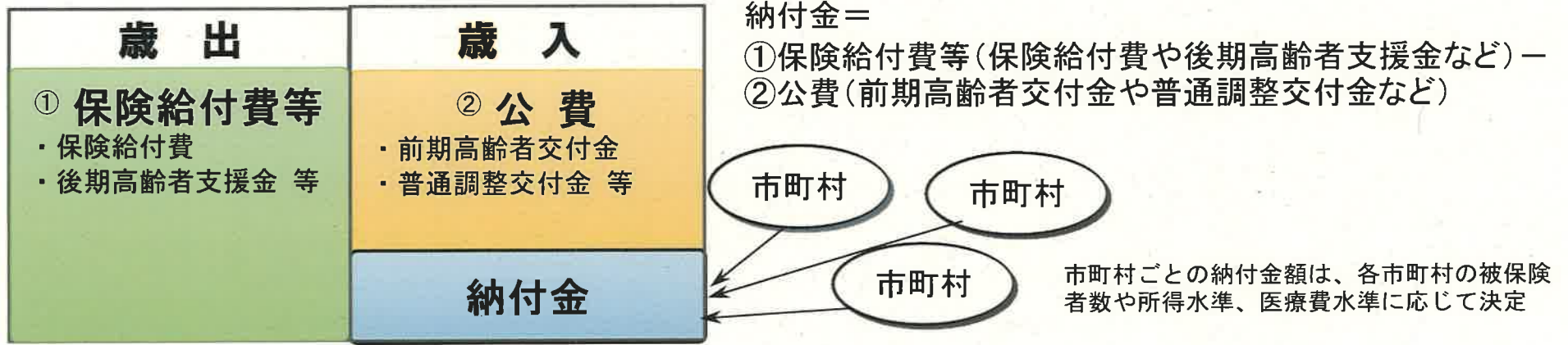
改革後の国保財政の仕組み

- 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。
 ※納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮
- 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金に見合った保険料を設定、徴収して都道府県に納付する。



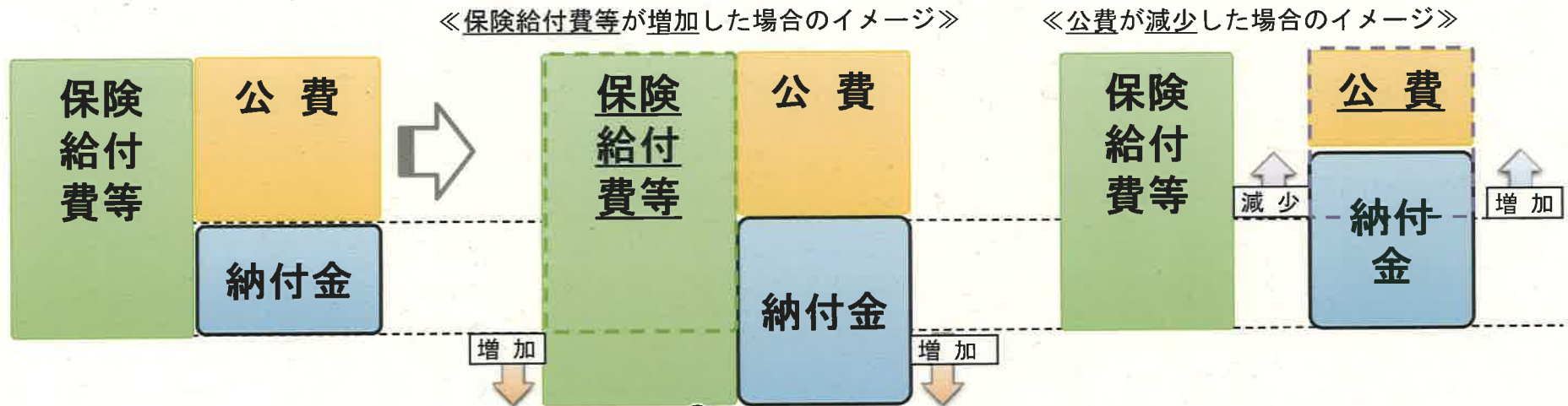
(2) 納付金制度について

平成30年度の国保制度改革に伴い導入された「国民健康保険事業費納付金（以下、「納付金」という。）」は、県全体の保険給付費等について、国・県費等の公費で賄われない部分を県内全市町村で分かち合う制度。

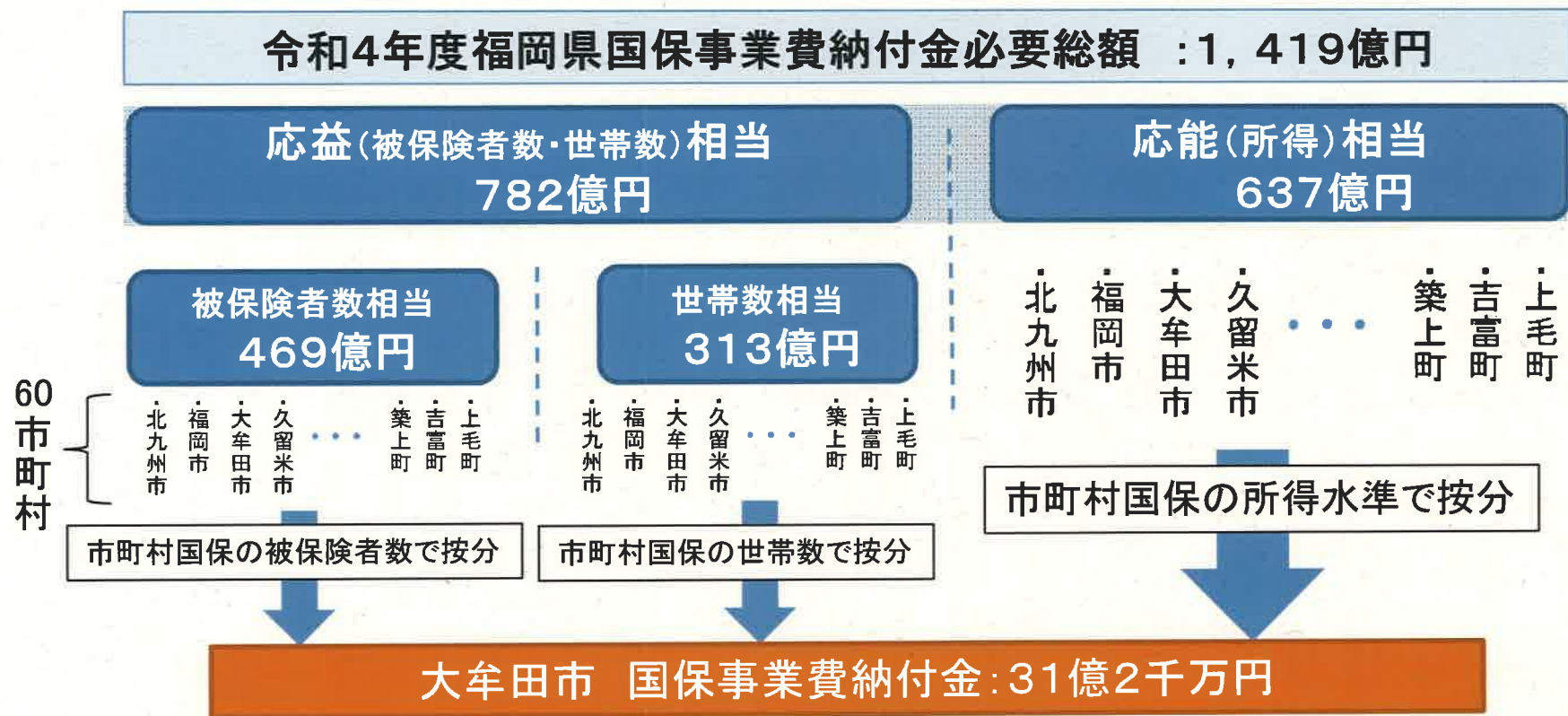


○納付金の増減要因

歳出である保険給付費等及び歳入にあたる前期高齢者交付金等の公費の変動により、納付金額が変動する。



(3) 令和4年度福岡県国保事業費納付金について



※令和4年度の福岡県国保事業費納付金については、

・歳出において、3年度の保険給付費が直近3年11月までの高い状況が継続することや、4年度診療報酬改定(マイナス改定)等を考慮した推計方法とし、市町村への保険給付費等交付金の財源不足が生じないように考慮している。

・歳入において、社会保険診療報酬支払基金から交付される「前期高齢者交付金(65歳以上の給付費の調整により交付)」の交付額の見込が3年度より減となっている。

などの理由により納付金必要総額は3年度の1,513億円より減となっているが、団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行することで被保険者数が減少するため、県全体の一人あたりの事業費納付金(激変緩和後)が、3年度134,590円(28年度比 105.0%)から、4年度137,302円(28年度比 107.0%)と増となっている。

※大牟田市の一人あたりの事業費納付金についても、3年度の125,319円(28年度比 100.8%)から、4年度129,254円(28年度比 103.9%)となっている。

<令和4年度 市町村別1人あたり納付金額の本算定結果>

【一定割合(114.4%)=自然増(113.3%)+δ(1.1%)】

番号	市町村名	激変緩和対象	一般被保険者数		H28納付金相当額	R4納付金額(推計) (激変緩和前)	B/A (%)	激変緩和対象	R4納付金額(推計) (激変緩和後)	激変緩和措置後 C/A(%)
			H28	R4(推計)	A (円)	B (円)			C (円)	
累計		13	1,182,403	1,026,450	128,317	137,527	107.2	13	137,302	107.0
1										114.4
2										114.4
3										114.4
4										114.4
5										114.4
6										114.4
7										114.4
8										114.4
9										114.4
10										114.4
11										114.4
12										114.4
13										114.4
14										114.3
15										114.2
16										113.2
17										113.0
18										112.4
19										112.0
20										111.4
21										111.3
22										111.3
23										111.0
24										111.0
25										111.0
26										110.7
27										110.6
28										110.2
29										109.5
30										109.3
31										109.1
32										108.3
33										108.2
34										108.2
35										107.9
36										107.7
37										107.6
38										107.5
39										107.4
40										106.8
41										106.7
42										106.6
43										106.6
44										106.6
45										106.0
46										105.8
47	大牟田市		28,599	24,141	124,429	129,254	103.9		129,254	103.9
48										103.5
49										103.1
50										102.9
51										102.1
52										101.7
53										101.4
54										101.2
55										101.2
56										98.5
57										94.7
58										94.6
59										93.5
60										90.4

省略

省略



2. 令和4年度国民健康保険特別会計当初予算（案）について

(1) 令和3年度決算見込 <予算現額（12月補正後）と決算見込の差>

歳入

(単位：千円)

区分	3年度 予算現額 (A)	3年度 決算見込 (B)	予算 - 決見 (A-B)	備考	
保険税	現年度分	1,760,500	1,754,713	5,787	
	滞納繰越分	93,348	94,089	△ 741	
	計	1,853,848	1,848,802	5,046	
国庫支出金	6,190	9,268	△ 3,078	・新型コロナに係る税減免に対する補助の増	
県支出金	普通交付金	10,973,335	10,634,413	338,922	・歳出の保険給付費に必要な費用が県から交付。保険給付費が減少するため交付金も減少。
	特別交付金	429,312	602,656	△ 173,344	・新型コロナに係る税減免、豪雨災害に係る税及び一部負担金減免等に対する補助の増
	国保事業費補助金	0	5,331	△ 5,331	・健康増進事業に対する県の補助金
	11,402,647	11,242,400	160,247		
一般会計繰入金	1,275,275	1,270,725	4,550	・職員給与費が減となることに伴う繰入金の減等	
その他	43,404	43,399	5		
繰越金	548,989	548,989	0	・2年度決算による繰越金	
合計	15,130,353	14,963,583	166,770		

※過不足額等については、2月議会において補正予算要求を行う。

【被保険者数(人)】	3年度当初	3年度見込	増減
	25,000	25,100	100

歳出

(単位：千円)

区分	3年度 予算現額 (A)	3年度 決算見込 (B)	予算 - 決見 (A-B)	備考	
総務費	199,315	173,165	26,150	・職員給与費の減	
保険給付費	療養給付費等	11,093,335	10,737,958	355,377	・3年度当初に見込んだ一人あたり給付費が減となる見込み
	その他 (出産・葬祭費・傷病手当等)	74,426	70,226	4,200	一人あたり療養給付費 (70歳未満) R3当初 309,802円 R3決見 300,020円 (70歳以上) R3当初 530,080円 R3決見 506,663円
	計	11,167,761	10,808,184	359,577	
事業費納付金	医療納付金分	2,279,698	2,280,258	△ 560	・県内市町村の医療費水準や所得水準に応じて、県が算定した額を県に納付する。
	後期高齢者支援金等分	636,489	636,489	0	
	介護納付金分	226,066	226,066	0	一人あたり納付金額 ()はH28年度比 R3 125,319円 (100.8%)
計	3,142,253	3,142,813	△ 560		
保健事業費	154,684	151,606	3,078		
その他	17,350	208,525	△ 191,175	・2年度の普通交付金の過大交付により、県への返還金等が生じる。	
予備費	448,990	0	448,990	・2年度から繰越金が生じたため予備費とし計上しているが、今年度執行見込なし。	
合計	15,130,353	14,484,293	646,060		

歳入

歳出

差引(実質収支)

14,963,583千円 - 14,484,293千円 = 479,290千円
次年度へ繰越

(2) 令和3年度決算見込<予算現額(12月補正後)と決算見込の差> (5ページの主な増減理由)

【歳出の主な増減理由】

- 保険給付費の減は、3年度当初の見込み額から一人あたりの給付費の伸びが減少していること等によるもの。
- その他は、2年度の普通交付金の精算による県への返還金等が生じたもの。
- 予備費は、2年度決算により繰越金が生じたことにより計上したもの。

【歳入の主な増減理由】

- 国庫支出金の増は、新型コロナに係る税の減免に対する補助。
- 県支出金
 - ①普通交付金は、歳出の保険給付費に対して交付される県交付金が、保険給付費の減少により減となる。
 - ②特別交付金は、新型コロナ・令和2年7月豪雨災害(以下「豪雨災害」という。)に係る税の減免及び豪雨災害に係る一部負担金の免除に対する交付が生じること等により増。
- 一般会計繰入金の減は、職員給与費等の減等。

※歳出・歳入の過不足額については、2月議会において補正予算要求を行う。

(3) 令和3年度決算見込について（まとめ）

- 歳出の保険給付費においては、2年度との比較では一人あたりの給付費が伸びている。

※一人あたり療養給付費比較

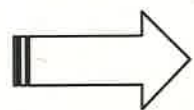
区分	70歳未満	70歳以上
2年度	288,979円	486,026円
3年度見込	300,020円 (3.8%伸び)	506,663円 (4.2%伸び)

- 歳出の事業費納付金は、一人あたりの納付金額が、2年度の129,128円（28年度比103.9%）から125,319円（28年度比100.8%）に抑えられている。

- 歳入の保険税においては、新型コロナ・豪雨災害に係る税の減免を行っているが、減免については、国・県等より補填がされる予定。

また、豪雨災害により被災された被保険者に係る一部負担金の免除についても、国等により補填がされる予定。

- 2年度決算による繰越金が、約5億4,900万円となっている。



上記の要因などにより、歳出において、県への返還金が生じるものの、3年度の決算については実質収支で黒字となる見込み。

(4) 令和4年度当初予算(案)

歳入

(単位：千円)

区分	3年度 当初予算	4年度 当初予算(案)	増減	備考	
保険税	現年度分	1,760,500	1,736,892	△ 23,608	・4年度の一人あたりの保険税は、3年度の決算見込を基礎とする。 ・被保険者数の減少の影響等により現年度分は減となる。
	滞納繰越分	93,348	94,138	790	
	計	1,853,848	1,831,030	△ 22,818	
国庫支出金	6,190	0	△ 6,190	・3年度当初に計上した国庫支出金は、県支出金として交付されるため皆減。	
県支出金	普通交付金	10,973,335	10,738,840	△ 234,495	・歳出の保険給付(療養給付費等)に必要な費用が県から交付。 ・精神疾患が多いことによる特別調整交付金が被保険者数減により減を見込むため。 ・健康増進事業に対する県の補助金
	特別交付金	429,312	328,435	△ 100,877	
	国保事業費補助金	0	5,331	5,331	
	計	11,402,647	11,072,606	△ 330,041	
一般会計繰入金	1,274,775	1,283,304	8,529	・職員給与費や事務費、保険税軽減制度に係る基盤安定繰入金等の一般会計からの繰入金。	
その他	43,404	48,413	5,009		
繰越金	100,000	100,000	0	・3年度からの繰越金(決算が確定していないため100,000千円とする)	
合計	14,680,864	14,335,353	△ 345,511		

歳出

(単位：千円)

区分	3年度 当初予算	4年度 当初予算(案)	増減	備考	
総務費	198,815	194,574	△ 4,241	・事務費、職員給与費、医療費適正化対策費等	
保険給付費	療養給付費等	11,093,335	10,775,440	△ 317,895	・4年度の給付費は3年度の一人あたり給付費決算見込から伸び率見込(3%)を乗じる。 一人あたり療養給付費(70歳未満) R3 決見 300,020円 R4 当初 309,021円 (70歳以上) R3 決見 506,663円 R4 当初 521,863円
	その他(出産・葬祭費等)	74,426	69,985	△ 4,441	
	計	11,167,761	10,845,425	△ 322,336	
事業費納付金	医療納付金分	2,279,698	2,302,198	22,500	・県内市町村の医療費水準や所得水準に応じて、県が算定した額を県に納付する。 ・一人あたり納付金は増となったものの、被保険者数の減により減となっている。 一人あたり納付金額()はH28年度比 R3 125,319円 (100.8%) R4 129,254円 (103.9%)
	後期高齢者支援金等分	636,489	615,368	△ 21,121	
	介護納付金分	226,066	203,613	△ 22,453	
	計	3,142,253	3,121,179	△ 21,074	
保健事業費	154,684	156,824	2,140	・特定健診・特定保健指導費、歯科検診費等	
その他	17,351	17,351	0		
合計	14,680,864	14,335,353	△ 345,511		

【被保険者数(人)】

3年度 当初予算	4年度 当初予算(案)	増減
25,000	24,500	△ 500

(5) 令和4年度当初予算(案)について<3年度当初予算と4年度当初予算(案)の比較>
(8ページの主な増減理由)

【被保険者数】 3年度 25,000人 → 4年度 24,500人 (△500人)

【歳出の主な増減理由】

○保険給付費は、4年度においても一人あたりの給付費の伸びが見込まれる。しかしながら、被保険者数が減少することから総額では減となる。

○事業費納付金は、福岡県では保険給付費の伸びなどから、県平均の一人あたりの事業費納付金額が3年度と比較し増加している。本市においても、一人あたりの事業費納付金の額が増加しているが、被保険者数の減少などから納付金総額は減となっている。

※一人あたり事業費納付金

	大牟田市	県平均(激変緩和後)
3年度	125,319円	134,590円
4年度	129,254円	137,302円

【歳入の主な増減理由】

○保険税は、被保険者の減の影響等により減を見込む。

○県支出金のうち、普通交付金は歳出の保険給付費の減により減となる。特別交付金は精神疾患が多いことにより交付される交付金が、被保険者数の減少により減を見込む。

○一般会計繰入金の増は、財政安定化支援事業繰入金の増等による。

○繰越金は、3年度の決算見込の黒字のうち1億円を計上。

(6) 令和4年度当初予算について(まとめ)

●4年度の保険税については、被保険者の減等により、現行(3年度)の保険税率を適用すると減となる見込みである。

しかしながら、県へ納付する本市事業費納付金総額が抑えられていること。また、3年度の繰越金が生じる見込となり、繰越金を活用できることから、4年度の本市の保険税率は据え置きとする。

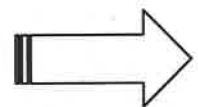
●保健事業については、これまでと同様に、特定健診・保健指導、20代30代健診、人間ドック、歯周病検診等に取り組んでいくこととし、併せて、ジェネリック医薬品の活用などによる医療費適正化を推進する。

●4年1月末において、3年度決算は約4億8千万円の黒字を見込んでいるが、額については年度末まで未確定のため、4年度当初予算では1億円のみ計上し、予算編成を行う。

3年度決算において、1億円を超える繰越金が生じた場合は、4年度以降不足額が生じた場合の財源として活用したい。

※国においては、令和4年度の保険税の課税限度額の改正が予定されている。

(現行99万円→102万円)



4年度の当初予算については、税率は据え置き、予算編成を行う。

※参考 大牟田市現行保険税率及び課税限度額

	所得割	均等割	平等割	課税限度額
基礎課税分	9.30%	19,900円	22,400円	630,000円
後期高齢者支援金分	2.95%	6,200円	7,000円	190,000円
介護納付金分	3.15%	14,200円	—	170,000円